

補助金評価シート

区分	重点 重点以外	補助根拠	法令補助 ・ その他補助	開始時期	令和2年4月1日	終期	令和5年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]	中小企業特別融資における障がい者雇用推進のための利子補給金 新潟市中小企業特別融資取扱要綱の規定に基づき、一般融資又は小規模企業振興資金のうち、障がい者雇用推進のための融資を利用した企業に対し、当該融資に係る負担利子の全部又は一部に充てるため、利子補給金を交付する。						
款・項・目	民生費 障がい福祉費 障がい福祉費						
所属等	福祉部 障がい福祉課 就労支援係			電話 025-226-1249			

年 度		令和2年度（1年目）	令和3年度（2年目）	令和4年度（3年目）
予算額等の推移	予算(千円)	4,213	3,267	4,259
	決算(千円)	2,252	1,501	4,259
補 助 率	最大100%（貸付額1,000万円以内：利子全額、貸付額1,000万円超：利子年1.0%相当）		最大100%（貸付額1,000万円以内：利子全額、貸付額1,000万円超：利子年1.0%相当）	最大100%（貸付額1,000万円以内：利子全額、貸付額1,000万円超：利子年1.0%相当）
目 標	中小企業における障がい者雇用促進を図る。 <目標が数値でない場合の評価方法> 障がい者雇用情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。			
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上			
	達成率 80%以上			
	達成率 50%以上			
	達成率 50%未満			
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください	4施設6サービスの利用があり、この補助金によるサービス提供の継続が図られている。	利用件数 37件 ○利子補給を行うことで、障がい者雇用に意欲のある中小企業に対して、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化が図られ、障がい者雇用の定着化に資することができた。 ○利子補給対象融資 一般融資（障がい者雇用推進枠）、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）	利用件数 55件（見込み） ○令和3年度の1.5倍程度の利用件数が見込まれる。 ○利子補給対象融資 一般融資（障がい者雇用推進枠）、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）
補助事業者による情報の公表	可能な限り任意の媒体で公表（融資の利用に伴う補助制度であり、公表することにより不利益が生じる可能性があるため、補助事業者による情報の公表は任意）			

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	×
		d. 収入が過剰になっていないか（繰越金が生じていないか）	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 貸付額や融資利率によっては、補助率が1/2を超える場合があるが、さらなる障がい者雇用の定着化に向け、本制度を同条件で継続していく必要がある。 <g～hにおける取組> 融資利用（利子補給）実績は経済情勢により変化し、数値化目標にはなじまないため、総合的に判断・評価し、制度の見直し等に活かしていく。			
	目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか>			
		① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止 ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 従業員100人以下の中小企業では、障がい者雇用の定着がなかなか進まない昨今、利子補給を行うことで、中小企業に対しての障がい者雇用への負担感を軽減し、障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化が図られ、障がい者雇用の定着化に資すると考えられるため、継続する。			